

資料

令和5年2月27日開催

第1回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第1号	美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	-----	1～5
議案第2号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	6～20
議案第3号	美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	21～25
議案第4号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について	-----	26～27
議案第5号	美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	28～30
議案第6号	美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	-----	31～32

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正要旨

1 改正の要旨

会計年度任用職員の給与改定を実施するに当たり、美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）に規定する給料表に準拠し、条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

会計年度任用職員の給料表（別表第1）について、美瑛町職員に準ずる給料月額となるよう改正する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
第1条～第32条 【略】 附 則 【略】 別表第1 給料表（第3条関係）				第1条～第32条 【略】 附 則 【略】 別表第1 給料表（第3条関係）			
職種	職務 の級	1 級	2 級	職種	職務 の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額
(1) 行政職給料表	1	150,100 円	198,500 円	(1) 行政職給料表	1	146,100 円	195,500 円
	2	151,200 円	200,300 円		2	147,200 円	197,300 円
	3	152,400 円	202,100 円		3	148,400 円	199,100 円
	4	153,500 円	203,900 円		4	149,500 円	200,900 円
	5	154,600 円	205,400 円		5	150,600 円	202,400 円
	6	155,700 円	207,200 円		6	151,700 円	204,200 円
	7	156,800 円	209,000 円		7	152,800 円	206,000 円
	8	157,900 円	210,800 円		8	153,900 円	207,800 円
	9	158,900 円	212,400 円		9	154,900 円	209,400 円
	10	160,300 円	214,200 円		10	156,300 円	211,200 円
	11	161,600 円	216,000 円		11	157,600 円	213,000 円
	12	162,900 円	217,800 円		12	158,900 円	214,800 円
	13	164,100 円	219,200 円		13	160,100 円	216,200 円
	14	165,600 円	221,000 円		14	161,600 円	218,000 円
	15	167,100 円	222,700 円		15	163,100 円	219,700 円
	16	168,700 円	224,500 円		16	164,700 円	221,500 円
	17	169,800 円	226,100 円		17	165,900 円	223,200 円
	18	171,200 円	227,800 円		18	167,400 円	224,900 円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	19	172,600円	229,400円		19	168,900円	226,500円
	20	174,000円	230,900円		20	170,400円	228,100円
	21	175,300円	232,200円		21	171,700円	229,500円
	22	177,800円	233,800円		22	174,400円	231,200円
	23	180,300円	235,400円		23	177,000円	232,800円
	24	182,800円	236,900円		24	179,600円	234,400円
	25	185,200円	237,900円		25	182,200円	235,400円
	26	186,900円	239,400円		26	183,900円	236,900円
	27	188,500円	240,700円		27	185,500円	238,300円
	28	190,200円	241,900円		28	187,200円	239,500円
	29	191,700円	243,100円		29	188,700円	240,700円
	30	193,400円	244,100円		30	190,400円	241,900円
	31	195,200円	245,100円		31	192,200円	242,900円
	32	196,900円	246,100円		32	193,900円	244,100円
	33	198,500円	247,200円		33	195,500円	245,400円
	34	199,900円	248,100円		34	196,900円	246,400円
	35	201,400円	249,000円		35	198,400円	247,600円
(2) 医療職給料表 (一)	1	155,100円	191,500円	(2) 医療職給料表 (一)	1	151,000円	188,400円
	2	156,500円	193,100円		2	152,400円	190,000円
	3	157,900円	194,700円		3	153,800円	191,600円
	4	159,300円	196,300円		4	155,200円	193,200円
	5	160,500円	197,800円		5	156,400円	194,700円
	6	162,300円	199,300円		6	158,200円	196,200円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	7	164,000円	200,900円		7	159,900円	197,800円
	8	165,600円	202,400円		8	161,500円	199,300円
	9	167,200円	204,000円		9	163,100円	200,900円
	10	168,900円	205,700円		10	164,800円	202,600円
	11	170,500円	207,300円		11	166,400円	204,200円
	12	172,300円	209,000円		12	168,200円	205,900円
	13	173,700円	210,400円		13	169,700円	207,300円
	14	175,500円	212,000円		14	171,600円	208,900円
	15	177,400円	213,600円		15	173,600円	210,500円
	16	179,200円	215,200円		16	175,500円	212,100円
	17	181,100円	216,600円		17	177,400円	213,500円
	18	182,600円	218,200円		18	179,200円	215,100円
	19	184,400円	219,900円		19	181,000円	216,800円
	20	186,200円	221,600円		20	182,900円	218,500円
	21	187,700円	222,900円		21	184,700円	219,800円
	22	189,200円	224,400円		22	186,200円	221,300円
	23	190,700円	225,800円		23	187,700円	222,700円
	24	192,200円	227,300円		24	189,200円	224,200円
	25	193,800円	228,500円		25	190,800円	225,600円
(3) 医療職給料表 (二)	1	169,900円	197,000円	(3) 医療職給料表 (二)	1	165,300円	192,400円
	2	171,300円	198,900円		2	166,700円	194,500円
	3	172,800円	200,900円		3	168,200円	196,600円
	4	174,200円	202,800円		4	169,600円	198,600円

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新				旧			
	5	175,600円	204,900円		5	171,000円	200,700円
	6	177,100円	206,900円		6	172,500円	203,000円
	7	178,600円	209,100円		7	174,000円	205,300円
	8	180,100円	211,200円		8	175,500円	207,500円
	9	181,300円	213,200円		9	176,700円	209,800円
	10	183,000円	214,600円		10	178,400円	211,200円
	11	184,600円	216,000円		11	180,000円	212,600円
	12	186,100円	217,200円		12	181,500円	213,800円
	13	187,500円	218,600円		13	182,900円	215,200円
	14	189,500円	220,000円		14	184,900円	216,600円
	15	191,500円	221,500円		15	186,900円	218,100円
	16	193,500円	222,700円		16	188,900円	219,300円
	17	195,500円	224,100円		17	191,000円	220,700円
	18	197,500円	225,600円		18	193,100円	222,200円
	19	199,500円	227,100円		19	195,200円	223,700円
	20	201,500円	228,600円		20	197,300円	225,200円
	21	203,500円	229,700円		21	199,300円	226,300円
	22	205,400円	231,400円		22	201,500円	228,000円
	23	207,500円	233,100円		23	203,700円	229,700円
	24	209,600円	234,700円		24	205,900円	231,400円
	25	211,200円	236,000円		25	207,800円	232,700円
別表第2 【略】				別表第2 【略】			

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

（1）第1条

懲戒に関する規定を削除する。

（2）第2条

①関係法の改正による条項ずれに伴い、条文を整備する。

②所管省の変更に伴い、条文を整備する。

3 施行期日

第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第1条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第25条 【略】</p> <hr/> <p>第26条 削除</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第27条～第54条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第25条 【略】</p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>第27条～第54条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第3条 【略】 （利用定員）</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u> _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第5条 【略】 （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u> _____ に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を</p>	<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第3条 【略】 （利用定員）</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第5条 【略】 （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 【略】 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について<u>児童福祉法第24条第3項</u>（<u>同法附則第73条第1項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4・5 【略】 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について<u>児童福祉法第24条第3項</u>（<u>同法附則第73条第1項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p>第9条～第12条 【略】</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 【略】</p> <p>ア 【略】</p> <p>(ア) 法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円</p> <p>(イ) 法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> <p>第9条～第12条 【略】</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 【略】</p> <p>ア 【略】</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>イ 【略】</p> <p>(ア) 法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) 法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 【略】</p> <p>(4)・(5) 【略】</p> <p>5・6 【略】</p> <p>第14条 【略】</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 【略】</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針及び北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）</p> <p>2 【略】</p>	<p>イ 【略】</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 【略】</p> <p>(4)・(5) 【略】</p> <p>5・6 【略】</p> <p>第14条 【略】</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 【略】</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条 _____ の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針及び北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）</p> <p>2 【略】</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第16条～第19条 【略】 （運営規程）</p> <p>第20条 【略】 （1）～（3） 【略】 （4） 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日 （5）～（11） 【略】</p> <p>第21条～第34条 【略】 （特別利用保育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第3号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>第4条第2項第3号</u>の規定により定められた<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提</p>	<p>第16条～第19条 【略】 （運営規程）</p> <p>第20条 【略】 （1）～（3） 【略】 （4） 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日 （5）～（11） 【略】</p> <p>第21条～第34条 【略】 （特別利用保育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第3号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、<u>第4条第2項第3号</u>の規定により定められた<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵</p>	<p>供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同号又は同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育</p>	<p>守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）とする。 （利用定員）</p> <p>第37条 【略】</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>第38条 【略】 （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 【略】</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3</u></p>	<p>給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）とする。 （利用定員）</p> <p>第37条 【略】</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、<u>共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）</u>に係るものにあつては共済組合等の構成員（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>第38条 【略】 （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 【略】</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1</u></p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>号_____に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>第40条～第43条 【略】 （特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>第45条～第50条 【略】 （特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保</p>	<p>項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 【略】</p> <p>第40条～第43条 【略】 （特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>第45条～第50条 【略】 （特別利用地域型保育の基準）</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号 _____ に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号 _____ 又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に</p>	<p>育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>あつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第3項まで」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例を遵守しなければならない。</p>	<p>あつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第3項まで」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例を遵守しなければならない。</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子ども</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>をいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。 第53条・第54条 【略】 附則 【略】</p>	<p>をいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。 第53条・第54条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

（1）第1条

懲戒に関する規定を削除する。

（2）第2条

- ①バス送迎における乗車、降車時の所在確認のほか、事業所の設備点検、事業所外での活動など、安全対策についての計画を策定し、周知徹底することを義務化する規定を追加する。
- ②感染症や非常災害に備え、感染症予防及びまん延防止のための研修、訓練などを定期的実施することを努力義務とする規定を追加する。
- ③所管省の変更に伴い、条文を整備する。

3 施行期日

第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第1条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第12条 【略】</p> <hr/> <p>第13条 削除</p> <hr/> <hr/> <p>第14条～第50条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第12条 【略】</p> <p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第14条～第50条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第7条 【略】</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p>	<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第7条 【略】</p>

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、<u>利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>第8条・第9条 【略】 （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p>第11条～第13条 【略】 （衛生管理等）</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努</u></p>	<p>第8条・第9条 【略】 （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p>第11条～第13条 【略】 （衛生管理等）</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u> _____よう努</p>

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（第2条関係）

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>めなければならない。</p> <p>3～5 【略】</p> <p>第15条～第24条 【略】 （保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第26条～第50条 【略】 附則 【略】</p>	<p>めなければならない。</p> <p>3～5 【略】</p> <p>第15条～第24条 【略】 （保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第26条～第50条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

関係法の改正による条項ずれに伴い、条文を整備する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例 新旧対照表

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1) 1号認定子ども 法第19条第1号 に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(2) 2号認定子ども 法第19条第2号 に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(3) 3号認定子ども 法第19条第3号 に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>2 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1) 1号認定子ども 法第19条第1項第1号 に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号 に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>2 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) バス送迎における乗車、降車時の所在確認のほか、事業所の設備点検、事業所外での活動など、安全対策についての計画を策定し、周知徹底することを義務化する規定を追加する。
- (2) 感染症や非常災害の発生時に備えた業務継続計画の策定、感染症予防及びまん延防止のための研修、訓練などを定期的実施することを努力義務とする規定を追加する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第6条 【略】 (安全計画の策定等)</p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を行う場合の所在の確認)</p> <p>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p>	<p>目次 【略】</p> <p>第1条～第6条 【略】</p>

○美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第7条～第12条 【略】 (業務継続計画の策定等)</p> <p>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>第14条～第22条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第7条～第12条 【略】</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u> ____よう努めなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>第14条～第22条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

会計年度任用職員の雇用に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美瑛町条例第28号）を準用する規定を追加する。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

令和5年2月27日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (給与及び支給方法)</p> <p>第2条 給与の種類、基準、支給方法等については、美瑛町職員の給与に関する条例(昭和37年美瑛町条例第17号)及び美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美瑛町条例第28号)の例による。</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (給与及び支給方法)</p> <p>第2条 給与の種類、基準、支給方法等については、美瑛町職員の給与に関する条例(昭和37年美瑛町条例第17号) _____ _____の例による。</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正に伴い、令和5年4月1日の法施行後は、美瑛町個人情報保護条例（平成15年条例第3号）が廃止され、法に基づき運用されることとなるが、改正後の法第2条第11項第2号の規定により、地方公共団体の機関から議会が適用除外となることから、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1章 総則

第1条（目的）

本条例の制定の目的について規定

第2条（定義）

本条例における用語の定義について規定

第3条（議会の責務）

個人情報の取扱いにおける議会の責務について規定

第2章 個人情報等の取扱い

第4条（個人情報の保有の制限等）

個人情報の保有の制限等について規定

第5条（利用目的の明示）

個人情報の取得に係る利用目的の明示について規定

第6条（不適正な利用の禁止）

個人情報の不適正な利用の禁止について規定

第7条（適正な取得）

個人情報の適正な取得について規定

第8条（正確性の確保）

保有個人情報の正確性の確保について規定

第9条（安全管理措置）

保有個人情報の安全管理措置について規定

第10条（従事者の義務）

個人情報の取扱いに従事する職員等の義務について規定

第11条（漏えい等の通知）

保有個人情報の漏えい等のおそれが生じた際の通知について規定

第12条（利用及び提供の制限）

保有個人情報の利用及び提供の制限について規定

第13条（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

保有個人情報の提供を受ける者に対する必要な措置について規定

第14条（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

個人関連情報の提供を受ける第三者に対する必要な措置について規定

第15条（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

仮名加工情報の取扱いに係る義務について規定

第16条（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

匿名加工情報の取扱いに係る義務等について規定

第3章 個人情報ファイル

第17条（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

議会が保有する個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

第18条（開示請求権）

保有個人情報の開示請求について規定

第19条（開示請求の手続）

第18条に基づく開示請求の手続について規定

第20条（保有個人情報の開示義務）

開示請求における開示義務について規定

第21条（部分開示）

開示請求における開示範囲について規定

第22条（裁量的開示）

開示請求における裁量的開示について規定

第23条（保有個人情報の存否に関する情報）

- 開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報の取扱いについて規定
- 第24条（開示請求に対する措置）
- 開示請求に係る開示決定等に対する通知について規定
- 第25条（開示決定等の期限）
- 開示決定等の期限について規定
- 第26条（開示決定等の期限の特例）
- 第25条に規定する期限の特例について規定
- 第27条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）
- 第三者に関する情報を含む開示請求に対する意見書提出の機会の付与等について規定
- 第28条（開示の実施）
- 保有個人情報の開示の実施方法等について規定
- 第29条（他の法令による開示の実施との調整）
- 第28条の規定に基づく開示の実施が他の法令により開示することとされている場合の取扱いについて規定
- 第30条（開示請求の手数料等）
- 開示請求に係る手数料等について規定
- 第2節 訂正
- 第31条（訂正請求権）
- 保有個人情報の訂正請求権について規定
- 第32条（訂正請求の手続）
- 第31条に基づく訂正請求の手続について規定
- 第33条（保有個人情報の訂正義務）
- 訂正請求に係る保有個人情報の訂正義務について規定
- 第34条（訂正請求に対する措置）
- 訂正請求に係る訂正決定等に対する通知について規定
- 第35条（訂正決定等の期限）
- 訂正決定等の期限について規定
- 第36条（訂正決定等の期限の特例）
- 第35条に規定する期限の特例について規定

第 3 7 条（保有個人情報の提供先への通知）

訂正の実施に伴う当該保有個人情報の提供先への通知について規定

第 3 節 利用停止

第 3 8 条（利用停止請求権）

本条例の規定に違反した保有個人情報の取扱い等に対する利用停止請求について規定

第 3 9 条（利用停止請求の手續）

第 3 8 条に基づく利用停止請求の手續について規定

第 4 0 条（保有個人情報の利用停止義務）

利用停止請求による保有個人情報の利用停止義務について規定

第 4 1 条（利用停止請求に対する措置）

利用停止請求に係る利用停止決定等に対する通知について規定

第 4 2 条（利用停止決定等の期限）

利用停止決定等の期限について規定

第 4 3 条（利用停止決定等の期限の特例）

第 4 2 条に規定する期限の特例について規定

第 4 節 審査請求

第 4 4 条（審理員による審理手續に関する規定の適用除外）

審理員による審査手續に関する規定の適用除外について規定

第 4 5 条（審査会への諮問）

審査請求に対する審査会への諮問について規定

第 4 6 条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續等）

第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續等について規定

第 5 章 雑則

第 4 7 条（適用除外）

開示、訂正及び利用停止等に係る適用除外について規定

第 4 8 条（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置について規定

第 4 9 条（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

個人情報等の取扱いに関する苦情処理について規定

第50条（施行の状況の公表）

本条例に基づく施行状況の公表について規定

第51条（委任）

議長への委任事項について規定

第6章 罰則

第52条

職員等による本条例に基づかない個人情報ファイルの提供に対する罰則について規定

第53条

職員等による保有個人情報の不正利用等に対する罰則について規定

第54条

職員が職権濫用により職務外で個人情報が記録された文書、図画等を収集した際の罰則について規定

第55条

町の区域外で前3条の罪を犯した者に対する適用について規定

第56条

偽りその他不正な手段により保有個人情報の開示を受けた者に対する罰則について規定

附 則

施行期日について規定

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。